



本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	令和元年(ワ)第10940号
期日	令和5年8月31日 午前10時30分
氏名	森次茂廣
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上



せん せい しょ
宣 誓 書

りょうしん したが ほんとう
良心に従って本当のことを

もう あ
申しあげます。

し かく
知っていることを隠したり，

もう あ
ないことを申しあげたりなど，

けっ
決していたしません。

いじょう ちか
以上のおり誓います。

氏名

林 久彦



(印)

速 記 録 (令和5年8月31日 第2回口頭弁論)

事件番号 令和元年(ワ)第10940号

本 人 森次 茂廣

原告復代理人

甲第64号証を示す

13ページの署名押印はあなたのもので間違いないでしょうか。

はい、間違いありません。

3ページ目を示します。下から3行目に、「平成18年頃、リーマンショック等の影響で、」と書いてあるところがあるんですが、ここは平成20年、2008年の誤記ということよろしいでしょうか。

はい、そうです。

4ページ目を示します。上から5行目の「平成18年11月」という箇所も、平成20年11月の誤記で間違いないでしょうか。

はい、そうです。間違いですね。

平成2年頃に独立した後のあなたと被告の取引について伺います。森次さんが被告から仕事の依頼を受けるときの流れについて教えていただきたいんですが、まず、被告からどのように連絡がありましたか。

案件が発生したときに被告から電話若しくはメールで、こういったプログラム開発がありますということを伝えられています。

見積りはどのようにして作成されましたか。

そのメール等で仕様などを聞いて、それによって工期が幾ら掛かるかなどによって見積額を出してました。

見積書は毎回作成されますか。

毎回書いてはいなかったと思います。ただ、口頭では大体どのぐらいで作業できるかを伝えてたと思います。

作るときと作らないときがあったということですね。

はい。

森次さんが作られたプログラムは、どのようにして納品されておりましたか。

被告からパソコンを預かって、そのパソコンにプログラムをインストールして納品しておりました。

そのパソコンは現場で使用するパソコンでしょうか。

はい、現場で使用するパソコンそのものを借りて開発したりプログラムをインストールしておりました。

納品した後はどのような対応をされるのでしょうか。

プログラムが完成して納品すると、被告の事務所内で動作テストをしてたと思います。その動作テストで不具合があれば、赴いてその不具合を訂正したり、簡単なものであればメール若しくは電話で指示をして修正して対応してたと思います。

甲第54号証の1を示す

これは何の案件に関するメールでしょうか。

これは被告の野間さんから届いたメールで、志津見ダムの発破振動プログラムの仕様書に関するメールだと思います。

どのような目的で送られたメールでしょうか。

仕様書として送られ、その見積りとか工期とかを説明するための目的で送られたものだと思います。

3ページ目を示します。先ほどのメールに添付されていた被告作成の資料だと思いますが、業務名に「志津見ダム ダムサイト左岸切土（その2）工事」とありますね。被告から送付される資料には、このような業務名が記載されていたのでしょうか。

はい、記載されておりました。

甲第54号証の2を示す

このメールに、「あと、月曜日までに着くように志津見ダムのパソコンを送

りますのでプログラムの方お願いします。」とあります。これはどのような目的で送られたメールでしょうか。

これは、被告からプログラムの開発に際して使うパソコンを私のほうに送ってくるというメールだと思います。

甲第54号証の3を示す

これはどのような目的で送付されたメールでしょうか。

これはプログラムが完成して、納品しないといけなかったんですが、ちょっと私、この頃、忙しくて実際に持って納品することができなかつたので、宅急便で送らせていただきますという趣旨のメールです。

パソコンの納品に関するメールということですか。

はい、そうです。

甲第54号証の4を示す

これはどのような目的で送付されたメールでしょうか。

これは修正箇所ということなので、そのパソコンを実際に被告の事務所で動作確認をしているときに、どこかの不具合があったのか、若しくは計算式の確認をしたいということで、どこを見ればいいのかということを知らせたメールです。

甲第54号証の5を示す

これはどのような経緯で送付されたメールでしょうか。

これはその現場が一通り終わって、導入が終わって、請求書を送ってもいいですよというメールです。

「業務番号31-468」とありますが、これは何でしょうか。

これは被告内で、原価管理とか、業務を管理する上での番号だと思います。これによって原価が幾ら掛かっているか、収益が幾ら上がっているかを管理しているのかなと思っています。

被告が森次さんに対するプログラムの作成を依頼されるときには、それぞれ

業務番号は振られていたんでしょうか。

業務番号なり現場名等が入っていました。

甲第61号証の3を示す

このメールに、「以前の「志津見ダム」と同様の出力書式で良い考えて、」と連絡されていますが、志津見ダムと本件プログラム3は同様のプログラムと違ってよいでしょうか。

はい、全く一緒ではないですが、カスタマイズされた同様のプログラムになります。

本件プログラム3については、森次さんに作成依頼がされたということによいでしょうか。

はい、間違いありません。

被告から、志津見ダムと同様のプログラムだから複製しますよとかコピーしますよとかいうような連絡をされたことはありますか。

ありません。

ほかにも、同様のプログラムを作成したもので、その後、同じようなプログラムで再度依頼をされたということはありますか。

被告からの依頼は数あるんですが、そういった種類の業務も幾つかあります。本件1から6のプログラムの中でも、本件6は島根原発で開発したプログラムを智頭用瀬トンネルで使いたいということで、同じような現場であれば、コピーすることなく新たな業務として委託して、やってみました。

本件プログラム3とか6に限らず、森次さんは、御自身が作られるプログラムは被告の中でどのように使われると思っていたんでしょうか。

それぞれ現場用としてカスタマイズしたプログラムなので、その現場で使われると思ってました。で、請求書、メールのやり取り等もその現場名を交えて、打合せ等もその現場を交えて行っていましたので、そ

の現場でのみ使われるものと思ってました。

被告は今回、おおよそ被告の業務内で利用することが許諾されていたという
ようなことを主張されているんですが、特定の業務だけじゃなくて、おおよ
そ被告の業務内で使いますというような話があったことはありますか。

ありません。

次に、森次さんが被告に入社したときのことをお聞きします。森次さんが被
告で勤務していたのは、いつ頃のことでしょうか。

2008年12月から翌年の4月までです。

被告に入社するに当たって、前川さんという方とやり取りを行ったり面接を
されたと思いますが、入社するまでに、これまで森次さんが納品したプログ
ラムに関する話がありましたか。

いえ、ありません。

待遇はどのようなものでしたか。

一般的な中途採用としての待遇だったと思います。

森次さんがプログラマーであるとか、過去にいろいろプログラムを納品され
ているとか、その辺のことに対する何か待遇みたいなものはあったんでしょ
うか。

そういったのはありませんでした。

森次さんの被告入社後の業務は、どのような現場が中心だったでしょうか。

入社してすぐに弥栄ダム業務を被告会社が請け負って、ダムの業務
は私としても幾つか経験があったので、弥栄ダムのシステムの更新の
業務に携わってました。

被告の社内で勤務することが多かったでしょうか。

ダムは、ダムに実際に出向いて作業することが多かったんですが、最
初の一、二箇月は事務所内でプログラムを作成しておいて、後半のほ
んどはダムのほうの現場に行って、現場での作業がほとんどでした。

被告の社内にいたときに、森次さんが関与されている弥栄ダムの業務とかそれ以外の業務について、何らか情報を共有されることはありましたか。

共有することはなかったです。

森次さんは平成21年4月に退職されていますが、退職される際に今後の取引をこうしようとか、過去に納品したプログラムについて話があったこととかはありますか。

ありませんでした。

退職後はどのようにして働いておられたのでしょうか。

被告に入社する前と同様に、個人事業者として働いています。

退職した後、被告から新規の依頼はありましたか。

ありました。

退職後、一番最初に新件の依頼があったのはいつでしょうか。

夏頃だったと思います。

甲第58号証を示す

これは、被告の功野さんという方から送られたメールだと思うんですが、こちらが退職後、最初の新件の依頼があった際のメールということによろしいでしょうか。

はい、これの見積り依頼が最初だと思います。これは見積りを出しただけで実際の業務にはなってませんが、依頼としてはこれが最初だと思います。

特に取引の条件とか記載はないんですけども、被告に入社する前と業務の流れとか条件が変わったということはあるでしょうか。

変わったことはなかったと思います。ありませんでした。

本件プログラム1について伺います。本件プログラム1は平成24年9月頃に依頼をされているかと思いますが、何の現場で利用するために作成したものでしょうか。

これは千住関屋ポンプ所でマンロックの中の環境、気圧を測るプログラムと聞いてます。

本件プログラム1については、業務番号は付されていませんか。

はい。

甲第33号証を示す

これは本件プログラム1に関する注文書ですが、業務番号がありますね。

はい、あります。

本件プログラム1の納品方法はどのようなものでしたか。

キーエンスのペーパーレコーダーという器械を使ってまして、そのペーパーレコーダーを預かって、プログラムを開発して、パソコンを預かって、そのパソコンにプログラムをインストールして納品したと思います。

本件プログラム1と本件プログラム2について、同様のプログラムを使用する現場が発生するかもという話はあったんでしょうか。

可能性としてはあったと思います。本件プログラム1を作成するときに、思ったより工期が掛かって追加の料金をお願いしようかなと思ってたときに、別の現場でも話があるので頑張ってくださいという話がありました。頑張ってくださいということは、そのときに別途業務が発生して料金が出るから頑張ってくださいということだと思って認識しています。

本件プログラム1と2について同様のプログラムを使用する現場が発生するかもということがあったというふうに伺ったんですけども、森次さんが作成されたプログラムを複製することが前提になっていたんでしょうか。

そういったことはありません。

同様のプログラムを使用する現場が発生したときに、どのようになると考えておられましたか。

新たな業務として発注を受け、費用をもらえるものと思ってました。本件プログラム3とか6と同様な流れになると思われていたということでしょうか。

はい、そのとおりです。

次に、本件プログラム2について伺います。本件プログラム2は何の業務で利用するために作成したものでしょうか。

本件プログラム2は、本件プログラム1とペアになって使うプログラムで、本件プログラム1で収録したデータを基に本件プログラム2を使って作業員の安全管理を行っていたプログラムだと思います。

本件プログラム2は、どのようにして納品されましたか。

本件プログラム2も被告からパソコンを預かって、それに導入して納品してたと思います。

乙第48号証を示す

こちらは被告が作成した高圧室内業務管理システムに関する説明書ですが、本件プログラム2に関するものでしょうか。

はい、そうだと思います。

それでよろしいですか。

関するものですが、この仕様書自体は本件プログラムの説明書ではないと思います。

右上に12と記載のあるページを示します。具体的には、先ほど言われてたように、本件プログラム、森次さんが作られたものと違いはありますか。

概略は一緒のように見えるんですけど、プログラム自体は違うと思います。

令和2年9月18日付け原告第3準備書面を示す

別紙1の2ページ目の上のほうと、乙48号証の12ページ目の上のほうの図と、どこが異なりますか。

上のアイコンの形状等が異なります。

上の図の「ファイル」というところの下のアイコンの図ということでよろしいですか。

はい。

ほかに違う箇所はございますか。

下の表のところのレイアウト等も多少違っておるので、プログラムとしては別のプログラムと判断できます。

具体的にこの辺りが違うとかっていうところは分かりますか。

項目の文字の間隔等が違います。

項目の位置についてはいかがですか。

項目の位置については似てますね、はい。まねてるような感じです。

位置が異なりませんかね。

見る限りでは同等のように感じますが、多少は異なりますね。項目の項目数とかそういった情動的なものは一緒ですけど、位置等は違っております。

本件プログラム1と2について、平成28年12月19日の兼森さんとのやり取りを覚えていただけないでしょうか。

兼森さんから、新しい現場ができたのでライセンスのプロテクトキーを送ってくださいという電話でした。で、毎回新しい現場が出るごとにプロテクトキーを発行しないといけないのかという質問があつて、はい、そのとおりになりますと。毎回発行するのは面倒なのでプロテクトを外してくださいという趣旨の言葉がありました。

そのとき、兼森さんから複製に関してお話はありませんでしたか。

プロテクトを外すと自由に複製できるのでそれはできませんと回答し、そうであれば、これから森次さんにお問い合わせすることはできないというような趣旨の発言もありました。

これまでコピーをしていたとか、そういうことはお話がありませんでしたか。

これまで10か所ぐらいコピーしてたのに、何でこれから自由にコピーできないのかという発言がありました。

そのようなやり取りを受けて、森次さんは、ほかの方にそのことについて異議を言ったりとかされましたか。

はい、この電話を受けたのは夕方だったので、翌朝に管理部の丸岡さんという方に相談しようと思っていました。すると、丸岡さんのほうから先に電話があって、話がしたいということで、次の次の日に事務所に何うような話合いをしました。

今、事務所に行くことになったという趣旨のことをおっしゃったと思うんですけど、その打合せで森次さんは丸岡さんにどのようなことを話されましたかね。

兼森さんが侵害されているので、という話をしました。

森次さんのその発言に対して、丸岡さんはどのようなことをおっしゃってましたか。

丸岡さんは、確かにこれは侵害に当たりますということを言われていました。で、これからも続けてお付き合いしたいので、ライセンス料等の、使用するに向かって話合いをしたいという話をされてました。

翌年、平成29年にも打合せはされていますか。

はい、1月の中旬にしたと思います。

その1月中旬の打合せのときに、どのようなことを協議されましたか。

そのときはライセンス料、今から使っていくに対してライセンスをどのようにするかという話合いがあったと思います。

ライセンス料については、その後、どうされましたか。

メール等で、実際にこのぐらいの金額でどうですかという見積りを出したと思います。

甲第18号証の1を示す

これは、1月17日に森次さんが見積りについて送られたメールということ
でよろしいでしょうか。

はい、そうです。

そのほかに、この、近い日に森次さんからメールを送ったことはありますか。

何回かあると思います。

甲第19号証を示す

「著作権侵害について」と一番上に書いてある、この書面についても被告に
送られたものですか。

はい、これは社内で著作権のことを調査してくださいということを私
がお願いして、どのようにすればいいかということを知られたので、
それに対してのメールがこれです。

これに対して被告からレスポンスはありましたか。

そのような侵害はないということであったと思います。

そのような侵害というのは、どういうことですか。

調査をしたけど、侵害は実際なかったというような内容だったと思
います。

本件プログラム1、2以外のことということよろしいですか。

そうですね。本件プログラム1、2以外について調査をお願いして
たので、それになると思います。

翌月、2月にも被告と打合せをされていますか。

はい、あったと思います。

いつ頃どなたと打合せをしたとか、御記憶はございますか。

2月の打合せは、丸岡さんと兼森さんと宮地さんと、あと宮本さん
だったと思います。

そのときはどのようなことを話されましたか。

そのときに本件プログラム、先ほどメールを送った内容について侵害がないかどうかの確認等の話だったと思います。それと、あとプラス、ライセンスについての話合いをしました。

その打合せの後に、森次さんは被告に連絡をされていますか。

見積り等の件で連絡はしたと思います。

甲第20号証の1を示す

こちらがそのときのメールということでしょうか。3月27日付けで。

はい、そうです。

このメールに対して被告から返信はありましたか。

なかったと思います。なかったかな……………。

甲第20号証の3を示す

これは3月28日に返信がされているものだと思うんですけど、先ほどのメールに対して返信がなされているということでしょうか。

はい、こういった形でありました。

これについて、「兼森との確認数量に基づいて契約したいと思います。」と記載がありますね。

はい。

この後、打合せはありましたか、被告と。

4月に入って1度、打合せがあったと思います。

どのようなことを打合せしましたか。

そのライセンス料についての打合せと、あと調査結果について、あと覚書だったか、解決金として20万円でどうかというような提示があったと思います。

甲第21号証の2を示す

今おっしゃった覚書というのは、この内容でしょうか。

そうですね、はい。

これに対して森次さんはどのように回答されたのでしょうか。

これに対しては回答はしてないと思います。

拒否されたということですか。

はい。

甲第61号証の2を示す

次に、本件プログラム3について伺います。2ページ目を示します。これは何の資料でしょうか。

これは焼山トンネルのプログラムを作るときの仕様書だと思います。本件プログラム3の仕様書ということでしょうか。

はい、そうです。

これは誰から送付されましたか。

これは被告側の野間さんから、現場の担当者から来たメールだと思います。

業務名や業務番号は記載されていますか。

はい、記載されてます。

本件プログラム3の納品はどのようにされましたか。

ほかのプログラムと同様に、被告からパソコンを預かって、それにプログラムをインストールして納品しました。

次に、本件プログラム4について伺います。本件プログラム4はどのようなプログラムでしょうか。

風観測をするプログラムです。

甲第62号証の4を示す

メールの資料になりますが、タイトルに「JR風観測」とあり、メールの中に「(上淀川)」というような地名も記載されていると思うんですが、これはどのような現場で使用されることが想定されていたのでしょうか。

これはJRの西日本本線でしたかね、そちらの線上で風観測をするプログラムの依頼だと思います。の仕様書だと思います。

本件プログラム4ですが、JR西日本の関西本線上以外のところで利用されることは想定されていたんでしょうか。

想定していません。

納品はどのようにされましたか。

同じように、パソコンを預かってプログラムをインストールして納品していました。

次に、本件プログラム5について伺います。本件プログラム5はどのようなプログラムでしょうか。

開発ツールの一種で、テスターとして私が作ったものです。

これはどのようにして被告に渡されていきましたか。

被告に渡したという認識はありません。被告に納品したプログラムで不具合があったときに、その確認のために入れてたツールとして、被告に納品するプログラムに付随して納品したことはあるかもしれませんが。

当時、森次さんが納品していたプログラム全てに本件プログラム5も一緒に保存していたんでしょうか。

いや、全てではありません。開発して納品してプログラムで確認が必要なものに関して、そのプログラムが入ってたと思います。

本件プログラム5は、被告が自由に使用できるというふうに伝えていたんでしょうか。

いえ、そのようなことはありません。

被告から、本件プログラム5を被告を定年退職して嘱託として働いている他の従業員の方が森次さんと一緒に作成したというふうな主張がされているんですが、そのようなことはありますか。

私一人で、私の開発ツールとして作成したものですから、そのようなことはありません。

本件プログラム6について伺います。平成27年頃に被告から本件プログラム6を依頼された当時、南工事、起点工区に関する話はあったのでしょうか。

いえ、ありませんでした。

被告から送付された資料に北工事というような記載はありましたか。

はい、ありました。

甲第63号証の4を示す

2ページ目を示します。北工事と分かる箇所はありますか。

上から2行目に「智頭用瀬トンネル北工事」と書いてますので、これがそれに当たります。

当時、被告が南工事を行うことは決まっていたのでしょうか。

決まっていなかったと思います。

いつ頃決まったか、御存じですか。

これは後に刑事事件の資料が開示されてから分かったことなんですが、翌年、28年だったかな、の8月のメールのやり取りで私は知りました。

甲第39号証を示す

「安藤ハザマ」というふうに真ん中のほうに書いてあるメールが、今おっしゃったメールということよろしいですか。

はい、そうです。安藤・間がトンネルの南の工事を受注した、黄色だと思えます。

次に、一般的なことについて伺うんですが、本件プログラム1から6について、このプログラムは市場で例えばライセンス料を支払って使用することができるようなものなのでしょうか。

そういったものではないと思います。

何かを例えば借りたりして代用できるようなものなんでしょうか。

そういったレンタルするようなところもないと思います。

プログラマーの方に個別に依頼して作成してもらう必要があるものということでしょうか。

はい、そのような特注のプログラムとなると思います。

森次さんがこれまで取引をしたことがない企業から本件プログラム1とか6のようなプログラム作成を依頼されたときには、報酬の金額を幾らで設定しておられますか。

特に現場、プログラムの難易度によって単価が違ってくるんだと思うんですけど、大体市場としては80万円から120万円というのが一般的です。簡単な事務計算であれば80万円から100万円で、こういった被告のやってるようなプログラムは技術計算なので、高めの100万円から120万円の価格で設定していたと思います。

(以上 XXXXXXXXXX)

被告代理人

甲第64号証を示す

これは森次さんが作成された陳述書です。12ページのところに、「10 その他（本件PCについて）」とあり、「私は被告から、Windows XPをOSとするパソコン」、「PC1」と略称されていますが、PC1、「及び本件PCを預かっていました。PC1は、被告から依頼のあったプログラムの開発で使用するために平成13年頃に渡され、常に預託されている状況でした。プログラムを作成する際は、PC1のみを使用しており、PC1の1台以外に追加でパソコンが必要となることはありませんでした。」と書かれております。

はい。

この記載から、平成13年から、被告から貸与されたPC1で被告のプログ

ラムを作り続けていたということでしょうか。

このパソコンを使ったことはあります。すぐに現場に入れるパソコンが入るわけじゃないので、その現場に入るパソコンを預かるまでは、いつも預かっているパソコンでプログラムを開発して、実際の現場に入るパソコンが送られてくればそちらに移して開発を進めてました。

今のお話は、現場に設置するパソコンが事前に調達できた場合は、その計測リサーチが事前に調達したパソコンでプログラムを開発し…。

そうですね。

もし調達が間に合わない場合は、あらかじめ計測リサーチから預けられていたパソコンで開発をしたと。

はい、取りあえず開発はそちらで進めてました。

ということは、プログラムを開発したパソコンは、全て計測リサーチ所有のパソコンで行ったという理解でよろしいでしょうか。

全て、はい、そうです。計測リサーチから預かったパソコンにはAD変換器という特別な装置がありまして、これがないと開発できないので、そういった開発方法をとってました。

そのAD変換器は誰の所有でしょうか。

それも計測リサーチの所有です。

次に、森次さんは、計測リサーチに対してソースコードを全て開示されていますが、なぜソースコードを開示されたのでしょうか。

ソースコードを開示している訳は、現場ごとにカスタマイズが必要で、現場ごとに不具合があった場合はそこで即対応しないといけないことがあるのでソースコードを開示しています。ただ、そのソースコードを開示してたのはVisual Basic 6の時代でありまして、インターネット環境が充実するとメールでプログラムを送ることができるようになったので、それ以降はソースコードの開示はしてないと思

います。

ソースコードを開示していないのは、本件プログラム1と2は開示していないという理解でよろしいでしょうか。

はい、そうです。

本件プログラム3は開示していたという理解でよろしいでしょうか。

はい、本件プログラム3はVisual Basic 6で開発してましたから開示してました。

本件プログラム4もソースコードを開示していたという理解でよろしいでしょうか。

はい、開示してました。

本件プログラム5はいかがでしょうか。

本件プログラム5も開示してたと思います。

本件プログラム6はいかがでしょうか。

本件プログラム6は開示してません。

次に、本件プログラム1の、今回計測リサーチと紛争になったきっかけになる、マンロックのプロダクトキーを掛けられて返されたことについてお聞きしたいんですが、事前に計測リサーチに対してプロダクトキーを掛けますねというような御連絡をされましたか。

プロダクトキーを掛ける連絡はしてないですが、プロダクトキーを掛けてプログラムを送るときには、その趣旨の内容をメールに書いております。

突然プロダクトキーを付けられたことになると思うんですが、なぜ付けるようになったんでしょうか。

被告に対してちょっと不信感が芽生えたからです。

その不信感というのは、何がきっかけで芽生えたんでしょうか。

そのプロダクトキー、プロテクトキーを掛ける前に、智頭用瀬トンネ

ルの件がありまして、智頭用瀬トンネルの北工事のプログラムを納入して、約1年ぐらい正常に動いていたんですが、1年ぐらい後に、プログラムの動作テストをしたいということで、最新のプログラム一式を送ってくださいという趣旨の電話がありまして、既に動いてるプログラムをまたテストするというのはおかしいなと思っての不信感です。つまり、用瀬トンネルの北工区で使われているものが南工区で使われるということを知って、今回のプログラムの著作権侵害の問題点に気付いたということでしょうか。

南工区で使われるかどうかは、その時点では知りませんでした。北工区で既に1年間動いているプログラムの最新プログラムを送ってくださいということがあったので、これはどこかで使われるのではないかという不信感があり、ということです。

つまり、用瀬トンネルのその1件で、著作権侵害の被害に遭ってるという認識をされたという理解でよろしいでしょうか。

はい。疑いというか不信感が芽生えた件はそうです。

甲第64号証の森次さんの陳述書の3ページ目の真ん中下辺りに、「また、」から始まる段落があります。「また、島根原子力発電所発破振動計測プログラムも本件プログラム6の前身のプログラムですので、被告は智頭用瀬トンネル北工事の現場が生じた際に、島根原子力発電所発破振動計測プログラムを複製して使用することもできたと思います」と書かれています。

はい。

この島根原子力発電所の発破振動計測プログラムと、智頭用瀬トンネルでの計測プログラムは同じものなんですか。

全く一緒ではありません。

何が違いますか。

測定箇所が違います。

箇所が違うだけで、あとは同じですか。

動作的なものも、目的も一緒です。

言葉どおり、島根原子力発電所発破振動計測プログラムなので、発破、つまり山とか崖とかをダイナマイトで爆破したときの瞬間的な振動を計測するのが発破振動計測プログラムですね。

はい、そうですね。

一方、智頭用瀬トンネルの計測プログラムは、トンネルを掘削し続ける間の周囲の影響を計測する、つまり継続的に計測する振動プログラムです。

はい。

瞬間的な振動計測プログラムと、継続的な振動計測プログラム、これはそのまま、ここではコピーできる、複製して使用することができると言い切られていますが、複製して利用できるものなのでしょうか。

継続して測るプログラムはどちらですか。島根原発のほうですか。すみません、もう一度お願いします。

島根のほうが発破振動です。

はい。

智頭用瀬のほうはトンネル工事の振動計測プログラムです。

はい。トンネル工事の発破振動計測です。

智頭用瀬トンネルでは発破をしてないんですけれども。

そうですか。いや、工事現場の内容はよく知りませんが、トンネル工事の掘削はダイナマイトを掛けて発破して掘っていくものですから、発破振動だと思います。

先ほど証人尋問の様子をお聞きになられていたから、そこで管理基準という言葉が出たのを聞いていると思うんですが。

はい。

管理基準が違うんじゃないですか。

それは違うかもしれませんが、パラメータ上で変えられるので、目的に合った管理基準を入力することが可能だと思います。

管理基準はパラメータで変更できるものと理解されているわけですね。

はい。

最後にサイレントロボのことについてお聞きしますが、これまで原告森次さんは、サイレントロボについて、振動のピークを計測するプログラムだという趣旨のことを言われていましたが、それでよろしいでしょうか。

ピークだけじゃなくて、10秒間の10個の測点のピークを取って、それを統計に利用しているプログラムと思います。

(以上 )

大阪地方裁判所

裁判所速記官

裁判所速記官